

富士市広告入り足拭きマット設置

見積合せ説明書

令和7年12月

富士市財政部資産経営課

下記の業務に係る見積合せ執行公告に基づく見積合せ等については、関係法令に定めるもののほか、富士市広告入り足拭きマット設置見積合せ説明書（以下、「見積合せ説明書」という。）によるものとする。

1 公告日

令和7年12月23日（火）

2 見積合せ執行者

富士市長 小長井 義正

3 担当部局

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市役所財政部資産経営課

電話 0545-55-2726（直通）

富士市広告入り足拭きマット設置申込書等の提出及び質疑等

富士市役所財政部資産経営課

電話 0545-55-2726（直通）

ファクス 0545-51-1479

4 見積合せに付する事項

(1) 業務の名称

富士市広告入り足拭きマット設置

(2) 履行場所

静岡県富士市永田町1丁目100番地 市庁舎の下記場所

①市庁舎2階正面玄関、②市庁舎1階北口（風除室）

(3) 業務概要等

市庁舎の入口等に富士市広告入り足拭きマット（以下、「広告マット」という）の設置
広告マット設置者は設置料を富士市に納入する。

業務の詳細は富士市広告入り足拭きマット設置募集要項（以下、「広告マット募集要項」という。）による。

(4) 設置期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

ただし、引き続き掲載を希望する場合は、1年単位で、最大2年間延長が可能

(5) 予定価格

事後公表とする。

5 見積合せ方式

本業務の見積合せは、一定の資格要件を満足する者により行う制限付き一般競争入札に準じた方式とする。

6 事業者選定スケジュール

事業者選定に当たっての主な予定を以下に示す。

時期（令和4年度）	内容
12月23日(火)	見積合せ公告
12月24日(水)～1月20日(火)	見積合せ説明書、広告マット設置申込書等の交付
12月24日(水)～1月20日(火)	広告マット設置申込書等提出期間
1月21日(水)～1月22日(木)	広告マット設置適合・不適合審査期間
1月23日(金)	広告マット設置適合・不適合通知書発送
1月26日(月)～1月27日(火)	広告マット設置適合・不適合通知書質疑受付期間
1月28日(水)	広告マット設置適合・不適合通知書質疑回答
1月29日(木)～1月30日(金)	募集要項等質疑受付期間
2月3日(火)	募集要項等質疑回答
2月4日(水)～2月10日(火)	見積書提出期間（郵送または持参）
2月12日(木)	見積合せ、開札、落札者決定
2月18日(水)	契約締結期限
2月18日(水)～3月31日(火)	広告マット製作期間
令和8年4月1日(水)	広告マット設置開始

7 見積合せに参加する者に必要な資格

本見積合せに参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けた者とする。

- (1) 単独の者に限る。
- (2) 富士市広告入り足拭きマット設置申込書（以下、「広告マット設置申込書」という。）の提出期限の日までに富士市における物品の買入れ等又は役務の調達に係る競争入札参加資格の認定を受けている者、又は下記書類1～6の該当する書類すべての提出ができる者。

	提出書類	提出者	説明
1	誓約書（広告マット取扱要領 様式第9号） ※証明書発行機関：各法務局	法人 個人	会社の代表者を記入し、押印
2	履歴事項全部証明書（写し可） ※証明書発行機関：各法務局	法人	発行日から3ヶ月以内のもの
3	代表者の身分証明書（写し可） ※証明書発行機関：本籍地の市区町村	個人	発行日から3ヶ月以内のもの
4	納税証明書（写し可） ※証明書発行機関：税務署	法人 個人	法人の場合「その3の3」、個人の場合「その3の2」、発行日から3ヶ月以内のもの
5	市税の完納証明書（写し可） ※証明書発行機関：富士市役所3階 収納課	法人 個人	発行日から3ヶ月以内のもの 富士市内に本社又は支店等がある場合のみ提出
6	委任状	法人	契約に関する権限を本店から支店（営業所）に委任する場合

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者

若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 広告マット設置申込書等の提出期限の日から見積合せの日までの期間に、富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領（平成29年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者であると認められる者でないこと。

8 見積合せ説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法

見積合せ説明書、広告マット設置申込書様式等の交付は、次のとおりとする。

今後、見積合せ説明書等に従い見積合せ手続を進めるので、その内容を十分に確認すること。

(1) 交付期間

令和7年12月24日（水）から令和8年1月20日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（12月27日から1月4日、祝日、日曜日、土曜日を除く。）

(2) 交付方法

富士市役所財政部資産経営課にて無償で交付し、又は富士市ウェブサイトに掲載する。
(無償でダウンロード可能)。

ウェブサイトのURLは次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1010130000/p007721.html>

(3) 交付資料

見積合せ公告、見積合せ説明書、入札心得、広告マット募集要項、広告マット設置申込書、法人その他の団体又は個人事業主の概要、富士市広告入り足拭きマット設置見積書（以下、「見積書」という。）、誓約書、委任状、富士市広告入り足拭きマット設置不適合確認質疑書、募集要項等質疑書、富士市広告入り足拭きマット設置に関する取扱要領、富士市広告掲載に関する基準、富士市広告掲載に関する指針を交付する。

9 見積合せ参加資格の確認

本見積合せに参加を希望する者は、次により広告マット設置申込書等を提出し、広告マット設置適合・不適合の確認を受けること。また、提出した書類に関し、資産経営課担当者から説明を求められた場合には、それに応じること。

なお、提出期限までに広告マット設置申込書等を提出しない者又は広告マット設置適合・不適合通知書により不適合の通知を受けたものは、本見積合せに参加することができない。

(1) 提出期間

令和7年12月24日（水）から令和8年1月20日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。（12月27日から1月4日、祝日、日曜日、土曜日を除く。）

郵送の場合は令和8年1月20日（火）必着とする。

（2）提出書類

広告マット設置申込書の提出期限の日までに富士市における物品の買入れ等又は役務の調達に係る競争入札参加資格の認定を受けている者は、次の書類を提出すること。

- ・広告マット設置申込書(様式第1号)
- ・申込者の事業概要が記載されたもの（様式第2号）
- ・設置する広告マットのデザイン原稿及びその内容を説明したもの（複数可）

上記以外の者は次の書類を提出すること。

- ・広告マット設置申込書(様式第1号)
- ・申込者の事業概要が記載されたもの（様式第2号）
- ・設置する広告マットのデザイン原稿及びその内容を説明したもの（複数可）
- ・「7 見積合せに参加する者に必要な資格」の(2)に掲げる該当する書類のすべて

（3）提出方法

広告マット設置申込書の提出期限の日までに富士市役所財政部資産経営課へ持参または郵送により提出すること。

（4）広告マット設置適合・不適合結果は、令和8年1月23日（金）に広告マット設置適合・不適合通知書を郵送又はファクスすることにより通知する。

（5）広告マット設置不適合と認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、令和8年1月27日（火）の午後5時15分までに富士市広告入り足拭きマット設置不適合確認質疑書を持参又はファクスにより富士市役所財政部資産経営課へ提出しなければならない。なお、説明を求められた場合は、令和8年1月28日（水）に説明を求めた者に対して書面により回答する。

10 募集要項等に関する質疑及び回答

広告マット募集要項等に関する質疑がある場合には、募集要項等質疑書を次により提出すること。

（1）提出期間

令和8年1月29日（木）から同年1月30日（金）まで
午前8時30分から午後5時15分まで

（2）提出場所

富士市役所財政部資産経営課へ持参又はファクスにより提出すること。

（3）回答

令和8年2月3日（火）に富士市役所財政部資産経営課よりファクスにて回答する。

11 見積合せ手続等

（1）見積合せ日時

令和8年2月12日（木）午前9時00分

(2) 見積合せ方法

見積合せの方式は、郵便または持参による見積合せとする。見積合せは設置場所毎に行う。設置申込書で設置を希望した場所のみ、見積書に金額を記載すること。設置者の決定方法は、見積価格が予定価格以上で、かつ、最も高い金額を提示した者を設置者とする。この場合において、最も高い見積価格を提示した者が複数あるときは、くじ引きにより決定するものとする。設置見積書の提出方法については入札心得による。提出期間は令和8年2月4日（水）から同年2月10日（火）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。（日曜日、土曜日を除く。）郵送の場合は令和8年2月10日（火）必着とする。

12 見積合せ保証金

見積合せ保証金は免除する。

13 契約保証金

免除とする。

14 見積合せの無効

虚偽の申請をした者の提出した見積書及び見積合せ説明書・入札心得及び広告マット募集要項において示した条件等、見積合せに関する条件に違反した見積合せ、並びにその他、現行諸規程により見積合せ時点において見積合せ参加資格のない者とされている者の見積書は無効とする。

15 支払の条件

設置料の支払いについては次のとおりとする。

- (1) 落札者は設置料を市の発行する納入通知書で、市の指定する期日までに支払いをすること
- (2) 設置料は、年度区分に分けて納入するものとし、年度ごと一括で納入する。

16 契約の締結

落札者は、落札の通知を受けた日から起算して7日以内に契約を締結すること。但し、市長がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

17 契約書作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成する。

18 その他

- (1) 広告マット設置申込書等の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された広告マット設置申込書等は、返却しない。
- (3) 見積合せ参加者は、見積合せ説明書を遵守すること。
- (4) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

19 見積合せに関しての問い合わせ先、各書類の提出先

富士市役所財政部資産経営課

電話番号 0545-55-2726（直通） ファクス 0545-51-1479